

伊勢崎市議会議員の請負の状況の公表に関する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

## 伊勢崎市条例第37号

### 伊勢崎市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、伊勢崎市議会議員（以下「議員」という。）が本市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

#### (報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における伊勢崎市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

#### (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

#### (2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当

該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告(同条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市部設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第38号

伊勢崎市部設置条例等の一部を改正する条例

(伊勢崎市部設置条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市部設置条例(平成17年伊勢崎市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号エ中「国際化」を「多文化共生」に改め、同号に次のように加える。

オ 支所に関する事項

第2条第11号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同条第12号中オを削り、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 建築指導及び開発指導に関する事項

(伊勢崎市建築審査会条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市建築審査会条例(平成17年伊勢崎市条例第171号)の一部を次のように改正する。

第10条中「建設部」を「都市計画部」に改める。

(伊勢崎都市計画事業伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第3条 伊勢崎都市計画事業伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業施行規程(平成17年伊勢崎市条例第178号)の一部を次のように改正する。

第5条中「大手町16番5号」を「今泉町二丁目410番地」に改める。

(伊勢崎都市計画事業伊勢崎駅周辺第二土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第4条 伊勢崎都市計画事業伊勢崎駅周辺第二土地区画整理事業施行規程(平成17年伊勢崎市条例第179号)の一部を次のように改正する。

第5条中「大手町16番5号」を「今泉町二丁目410番地」に改める。

(伊勢崎市開発審査会条例の一部改正)

第5条 伊勢崎市開発審査会条例(平成18年伊勢崎市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第9条中「建設部」を「都市計画部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第39号

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険税条例(平成17年伊勢崎市条例第218号)の一部

を次のように改正する。

第23条第2項各号列記以外の部分中「それぞれ」を削り、同条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第31条を第32条とし、第27条から第30条までを1条ずつ繰り下げ、第26条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第27条 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各

号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則第18項中「第29条第1項」を「第30条第1項」に改める。

附則第19項中「第28条第2項」を「第29条第2項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第23条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 改正後の伊勢崎市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

---

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

#### 伊勢崎市条例第40号

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項中「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係

る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「」を加え、「同号又は同条第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「」を「」を「」とあるのは」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

伊勢崎市道路占用料徴収条例及び伊勢崎市公共物管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第41号

伊勢崎市道路占用料徴収条例及び伊勢崎市公共物管理条例の一部を改正する条例

(伊勢崎市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市道路占用料徴収条例(平成17年伊勢崎市条例第167号)の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「510円」を「570円」に、「790円」を「870円」に、「1,100円」を「1,200円」に、「460円」を「510円」に、「730円」を「810円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「46円」を「51円」に、「450円」を「490円」に、「270円」を「300円」に、「910円」を「1,000円」に、「380円」を「420円」に、「1,900円」を「1,800円」に改め、同表中「

法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82円



					110円
					190円
					270円
					550円
法第32条 第1項第3 号に掲げる 施設	自 動 運 行 補 助 施 設	法第2条 第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	地下に設け るもの		3円
			その他のもの		9円
			道路の構造又は交通の 状況を表示する標示柱 その他の柱類		1本につ き1年

を

	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	460円
		地下に設けるもの		270円
	その他のもの			910円
法第32条第1項第4号に掲げる施設				910円
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及び 地下室	階数が1のもの	Aに0.0	05を乗じて得た額
		階数が2のもの		08を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		1を乗じて得た額
	上空に設ける通路			930円
	地下に設ける通路			560円
	その他のもの			910円

」

「

法第32条 第1項第2	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルに	21円
----------------	------------------	----------	-----

号に掲げる 物件				つき1年	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				30円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				45円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				61円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				91円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				120円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				210円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				300円
	外径が1メートル以上のもの				610円
法第32条	自	法第2条	地下に設け		3円

第1項第3号に掲げる施設	動 運 行 補 助 施 設	第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	るもの その他のもの		10円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	810円
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	510円	
		地下に設けるもの		300円	
	その他のもの			1,000円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設					1,000円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.0	

に

	もの		0.6 を乗じて得た額
	階数が3以上のもの		Aに0.007 を乗じて得た額
	上空に設ける通路		900円
	地下に設ける通路		540円
	その他のもの		1,000円

」

改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「19円」を「18円」に、「190円」を「180円」に改め、同表令第7条第1号に掲げる物件の項中「190円」を「180円」に、「1,900円」を「1,800円」に、「730円」を「810円」に、「19円」を「18円」に、「930円」を「900円」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「910円」を「1,000円」に改め、同表中

「

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積 1平方メートルにつき1月	190円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積 1平方メートルにつき1年	91円
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.016 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.0

			12 を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033 を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033 を乗じて得た額

を

「

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積 1平方メートルにつき1月	180円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積 1平方メートルにつき1年	100円
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.015 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011 を乗じて得た額

」

			て得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額

に

」

改める。

(伊勢崎市公共物管理条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市公共物管理条例(平成17年伊勢崎市条例第168号)の一部を次のように改正する。

別表第1種電柱の項中「510円」を「570円」に改め、同表第2種電柱の項中「790円」を「870円」に改め、同表第3種電柱の項中「1,100円」を「1,200円」に改め、同表第1種電話柱の項中「460円」を「510円」に改め、同表第2種電話柱の項中「730円」を「810円」に改め、同表第3種電話柱の項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表その他の柱類の項中「46円」を「51円」に改め、同表諸管理設の項中「19円」を「21円」に、「27円」を「30円」に、「41円」を「45円」に、「55円」を「61円」に、「82円」を「91円」に、「110円」を「120円」に、「190円」を「210円」に、「270円」を

「300円」に、「550円」を「610円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

伊勢崎市長 臂 泰 雄



伊勢崎市条例第42号

伊勢崎市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第281号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第1号に掲げるもので」を削り、「、第8条第2項第2号並びに別表第1」を「並びに第8条第2項第2号」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 法別表第2 (㉒) 項第3号(13)又は(13(2))の用途に供する工作物で別表第1の地区内にあるもの
- (2) 法別表第2 (㉓) 項第1号(21)の用途に供する工作物で別表第1の地区内にあるもの

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第5条関係、第11条関係）

地区	建築してはならない建築物
居住環境保全地区	(1) 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (2) 法別表第2 (㉒) 項第3号、第4号及び第6号に掲げるもの (3) 法別表第2 (㉓) 項第2号及び第3号に掲げるもの (4) 法別表第2 (㉔) 項第3号及び第5号に掲げるもの (5) 法別表第2 (㉕) 項第2号及び第3号に掲げるもの (6) 法別表第2 (㉖) 項第2号から第4号までに掲げるもの (7) 法別表第2 (㉗) 項第1号に掲げるもの

別表第2（第5条関係）

地区	建築してはならない建築物
産業共生地区	(1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの

	(2) 法別表第2(ロ)項第2号に掲げるもの
	(3) 法別表第2(ハ)項第3号に掲げるもの
	(4) 法別表第2(リ)項第2号及び第3号に掲げるもの
	(5) 法別表第2(セ)項第5号及び第6号に掲げるもの

別表第3（第5条関係）

地区	建築してはならない建築物
前橋笠懸道路沿道地区	(1) 法別表第2(ニ)項第3号及び第4号に掲げるもの (2) 法別表第2(ロ)項第2号及び第3号に掲げるもの (3) 法別表第2(ハ)項第3号に掲げるもの (4) 法別表第2(リ)項第2号及び第3号に掲げるもの

第2条 伊勢崎市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「又は別表第3」を「、別表第3又は別表第4」に改める。

第11条第2号中「別表第1」の次に「及び別表第2」を加える。

別表第3を別表第4とし、別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第5条関係、第11条関係）

地区	建築してはならない建築物
田園居住地区	(1) 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (2) 法別表第2(ニ)項第3号及び第4号に掲げるもの (3) 法別表第2(ロ)項第2号及び第3号に掲げるもの (4) 法別表第2(ハ)項第3号及び第5号に掲げるもの (5) 法別表第2(リ)項第2号に掲げるもの (6) 法別表第2(セ)項に掲げるもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、

令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行（前項本文の規定による施行をいう。）の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

---

伊勢崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第43号

伊勢崎市都市公園条例の一部を改正する条例

伊勢崎市都市公園条例（平成17年伊勢崎市条例第181号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項を次のように改める。

1 公園施設を設け、又は管理する場合	(1) 公募等により公園施設を設け、又は管理する場合	使用の態様を勘案して市長が定める額	
	(2) 前号に掲げる場合以外で公園施設を設け、又は管理する場合	1平方メートル1日につき	20円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

伊勢崎市給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第44号

伊勢崎市給水条例の一部を改正する条例

伊勢崎市給水条例（平成17年伊勢崎市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2条第2項第1号」を「第3条第2項第1号」に改める。

第5条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第26条第1項の表中「690円」を「760円」に、「65円」を「70円」に、「110円」を「115円」に、「125円」を「130円」に、「900円」を「1,050円」に、「1,800円」を「2,110円」に、「4,100円」を「4,800円」に、「9,500円」を「11,100円」に、「18,500円」を「21,600円」に、「33,500円」を「39,200円」に、「45,000円」を「52,700円」に、「90,000円」を「105,300円」に改める。

第37条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日から同日以後に引き続く水道使用者の令和6年4月及び5月検針分の使用水量に係る水道料金の額については、なお従前の例による。

---

伊勢崎市公共下水道条例及び伊勢崎市特定地域生活排水処理事業による戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第45号

伊勢崎市公共下水道条例及び伊勢崎市特定地域生活排水処理事業による

戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例  
 (伊勢崎市公共下水道条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市公共下水道条例(平成17年伊勢崎市条例第184号)の一部を次のように改正する。

第23条の表を次のように改める。

用途	基本料金(1月につき)	水量料金(1立方メートルにつき)					
		1立方メートルから10立方メートルまで	10立方メートルを超え25立方メートルまで	25立方メートルを超え50立方メートルまで	50立方メートルを超え200立方メートルまで	200立方メートルを超え250立方メートルまで	250立方メートルを超えるもの
一般用	700円	58円	95円	106円	109円		113円
臨時用		260円					
公衆浴場用	450円				30円	50円	

(伊勢崎市特定地域生活排水処理事業による戸別浄化槽の整備に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市特定地域生活排水処理事業による戸別浄化槽の整備に関する条例(平成22年伊勢崎市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第2基本料金の項中「450円」を「700円」に改め、同表排除汚水量による使用料の項中「使用料」を「料金」に、「53円」を「58円」に、「93円」を「95円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(伊勢崎市公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から施行日以後に引き続く公共下水道使用者の令和6年4月及び5月検針分の排除した汚水の量に係る排除使用料の額については、なお従前の例による。

（伊勢崎市特定地域生活排水処理事業による戸別浄化槽の整備に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 施行日前から施行日以後に引き続く戸別浄化槽使用者の令和6年4月検針分の排除した汚水の量に係る戸別浄化槽使用料の額については、なお従前の例による。